

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律		
根拠条項	第20条		
許認可等の種類	農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認		
法令の定め	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号） （農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除）</p> <p>第二十条 農地中間管理機構は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をすることができる。</p> <p>一 相当の期間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。</p> <p>二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。</p>		
審査基準	法令の定めに尽くされているため設定しない。		
標準処理期間	総期間	20 日・ <del>月</del>	(注：休日は含まない。)
	経由機関		( )
	協議機関		( )
	処分機関	20 日・ <del>月</del>	(農政部農業経営局農業経営課 )
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号：011-231-4111 (内線27-373))		
申請先等	同上 (電話番号： )		
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号：011-231-4111 (内線27-373))		
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html</a> )		